明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**限定承認公告**

本籍北海道札幌市手稲区手稲本町五条二丁目四八五番地九九、最後の住所札幌市西区平和二条八丁目六番一二号

被相続人　亡　田中　裕一

右被相続人は平成二十三年七月九日死亡し、その相続人は平成二十三年十月十三日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月七日

事務所　札幌市中央区大通西一四丁目三番地一四ライオンズマンション第七大通五〇五号

相続財産管理人田中みどり

代理人　弁護士　亀田　成春

**限定承認公告**

本籍宮城県仙台市青葉区柏木一丁目一二九番地、最後の住所宮城県宮城郡利府町神谷沢字館ノ内二番地の二　被相続人　亡　守谷　亨

右被相続人は平成二十二年十一月二十日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十七日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月七日

宮城県仙台市青葉区国分町一丁目三番二〇号

相続財産管理人守谷初枝

右代理人弁護士　阿部　潔

**限定承認公告**

本籍東京都墨田区東向島四丁目一三二番地、最後の住所東京都墨田区東向島四丁目四番一号　被相続人　亡　大熊　眞人

右被相続人は平成二十三年五月十六日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月七日

千葉県柏市東一丁目八番八号

限定承認者　岩間美眞理

千葉県松戸市本町一八番地の四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所

右代理人弁護士　内藤　潤

**限定承認公告**

本籍長野県下伊那郡松川町元大島一六四七番地、最後の住所長野県下伊那郡松川町元大島一六四五番地一二　被相続人　亡　中塚　敏夫

右被相続人は平成二十三年十一月二十三日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十七日長野家庭裁判所飯田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月七日

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲七三四二番地

相続財産管理人　吉川　康子

**限定承認公告**

本籍滋賀県草津市草津二丁目一四一四番地、最後の住所滋賀県草津市西渋川二丁目六番七二号　被相続人　亡　田中　みゑ

右被相続人は平成二十四年一月四日死亡し、その相続人は平成二十四年二月二十三日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月七日

滋賀県草津市西渋川二丁目六番七二号

限定承認者　田中　和子

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十五億四千八百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十三年四月十八日付官報の号外第八十二号五十七頁に掲載されています。

平成二十四年三月七日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

羽村プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を二十三億八千六百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十三年九月二十八日付官報の号外第二百九号八十七頁に掲載されています。

平成二十四年三月七日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

座間プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を四億三千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十三年九月二十八日付官報の号外第二百九号八十六頁に掲載されています。

平成二十四年三月七日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

柏プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を一億三千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十三年九月二十八日付官報の号外第二百九号八十五頁に掲載されています。

平成二十四年三月七日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

住之江プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十四億四千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十三年四月十八日付官報の号外第八十二号五十四頁に掲載されています。

平成二十四年三月七日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

川崎プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十九億二千四百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十三年九月二十八日付官報の号外第二百九号八十七頁に掲載されています。

平成二十四年三月七日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

ムロオプロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十三年四月十八日付官報の号外第八十二号五十七頁に掲載されています。

平成二十四年三月七日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

柏プロパティー特定目的会社

取締役　長縄　順一

**訂正公告**

平成二十四年三月一日（号外第四十六号）掲載の有限会社旅人に係る旅行業者営業保証金取戻し公告中、「取締役　有限会社旅人」とあるは「有限会社旅人　取締役」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十四年三月七日

扱　店

**取消公告**

平成二十四年一月二十五日掲載の優先資本金の額の減少に係る事項の公告は取消します。

平成二十四年三月七日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Rabbit Nakanoshima特定目的会社

取締役　森田　威

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十四年二月一日目次欄中（原稿誤り） | | | | |
| 二二 | | 終りから二 | 指定する件 | 施行する件 |
| 平成二十三年六月二十九日（号外第百二十九号）財務省・経済産業省告示第三号（我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針）（原稿誤り） | | | 九 | 将来的に清算す清算する等によりその承継後、2年以内に |
| 五九 | 下 | | | |

◉号外　三月七日付第五一号九六ページ
日付（第一七九回）参会索引一六ページ
Ⅰジ●同日付政府調達第四五号一六ページ●二月二十

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）